

仕 様 書

第1 委託件名

令和5年度MICE誘致促進に向けたバーチャル空間の活用に関する企画等業務委託

第2 契約期間

令和5年7月11日から令和6年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第4 目的

コロナ禍において、オンラインと併用したハイブリッド型MICEが増加するなど、テクノロジーの活用によるMICEの開催形態の変化は加速した。

海外競合都市ではオンライン上に構築されたバーチャル会議場を積極的に活用した誘致・開催が進められている。今後、主催者に向けた東京への誘致活動を優位に展開するために、新たにバーチャル空間（以下「メタバース空間」という。）を活用したMICEの受入環境を構築・運用することで、開催地としての魅力を向上させ、一層の誘致促進を図る。

第5 定義

1 メタバース空間

多人数が参加可能で、利用者がアバター（分身）を操作して他者と交流することを目的にインターネット上に構築するバーチャル空間

2 バーチャルプラットフォーム

インターネット上に構築されるメタバース空間を展開可能なプラットフォームサービス基盤

3 アバター

メタバース空間においてユーザーの分身として表示するもの

4 ユーザー

MICE開催時にメタバース空間を利用するMICE主催者又は参加者等

第6 委託内容

1 事業計画

履行にあたっては、契約後すみやかにメタバース空間の構築スケジュールや事業実施にかかる人身体制等を含む事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。なお、業務の進捗状況については、定期的に（月に1回以上）財団へ報告すること。

2 メタバース空間の企画・設計・構築

(1) 本項（5）の①～⑤に記載される要件を網羅し、インターネットを介してパー

ソナルコンピュータ（PC）等のデバイスからアクセスできる常設のメタバース空間を企画・設計・構築すること。

(2) 空間の基本設計、コンセプト、レイアウト、仕様等の確認機会を含めた企画・設計、制作スケジュール等について具体的に財団へ提案した上で実施すること。

(3) 委託目的に鑑みて効果的と思われる内容があれば提案し、財団と協議の上、実施すること。

(4) ユーザーテスト

- ・ユーザー満足度の高いメタバース空間を構築するため、メタバース空間内のコンテンツ、機能、動作等について、東京都デジタルサービス局が策定したユーザーテストガイドライン (https://shintosei.metro.tokyo.lg.jp/ut_g_v2/) を参考に、ユーザーリサーチ、プロトタイピング及びユーザビリティテストの3回のテスト（以下「ユーザーテスト」という。）を受託者が主体的に行うこと。
- ・ユーザーテストに必要な環境や費用は委託費に含める。
- ・ユーザーテストの内容やテスト先、実施時期については財団と協議の上、実施すること。なお、テスト結果についても報告すること。

(5) 要件

① 基本仕様

ア メタバース空間の名称

- ・契約後、複数個提案し、財団と協議の上、決定すること。なお、名称の決定にあたっては既に登録されている商標と被るなど著作権上、問題がないか調査して提案すること。

イ コンセプト

- ・空間内の建造物や装飾等の意匠を含め、MICE開催都市「東京」を明瞭に表現し、且つMICE開催に適した品質やデザインのメタバース空間を企画・構築すること。
- ・メタバース空間の企画・提案・構築にあたっては、国内外他都市、企業、教育機関等により運営されるメタバース（MICE開催がその使用目的に含まれるもの）の事例を調査・検証し、空間企画等にあたっての参考・比較材料とすること。
- ・メタバース空間上でのMICEの開催等を通じ、ユーザー同士の新たな出会いや交流が促進されるよう工夫すること。
- ・ターゲットは国際的なMICEの主催者やプランナー等とする。

ウ ユーザーの同時接続可能数

- ・メタバース空間全体での同時接続可能数は、1,000 ユーザー以上とする。
- ・同時ログイン数は、1分間につき少なくとも600 ユーザー以上の接続を可能とし、入場時に長時間の停滞が生じないように対策を講じた上で構築すること。

エ セキュリティ

- ・メタバース空間の利用は、東京都及び財団から事前に承認を得たユーザーに限定されるものとする。また、会期中は主催者が許可する者を除き、メタバ

ース空間内の各施設への入場を制限できるような仕様を施すこと。パスワード設定等を想定しているが、入場者管理に伴う技術や運用手順、仕様等については、ユーザー側、管理側双方の利便性を考慮して計画し、財団と協議すること。

- ・使用する全てのソフトウェア・技術については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性を考慮した技術を用いること。
- ・メタバース空間上で開催されるMICE及びユーザーに係る情報の機密性、完全性、可用性が確保されるよう、万全なサイバーセキュリティ対策を徹底すること。また秘匿性の高い情報（例として個人情報や、国際会議で発表される論文等）はサーバー上より物理削除を行い、漏洩、不正アクセスや複写、データ改ざん等を防ぐこと。
- ・セキュリティ対策により安全性が確保されたサーバーを利用すること。

オ その他

- ・メタバース空間内での表示言語は、日本語・英語を含む2か国以上の言語に対応すること。
- ・スマートフォン、PC、タブレットなどのデバイス使用に対応すること。なお、PC対応は必須とする。複数のデバイスに対応する場合は、デバイスに合わせたレスポンス対応を行うなど、ユーザーが快適に操作できるようにすること。

② バーチャルプラットフォーム

- ・メタバース空間構築にあたって使用するバーチャルプラットフォームは、第4（目的）を理解した上で、国内外他都市等の事例を参考に適切なプラットフォームを選択すること。
- ・既存のプラットフォームの利用を想定するが、新規で開発することを妨げるものではない。

③ 施設

メタバース空間の規模や機能は、リアル会場でのMICE開催に必要とされる機能を整備すること。なお、メタバース空間内の施設構築に係る要件は、下記のア〜ウを参照のこと。具体的なレイアウトやデザイン等については、別途財団と協議の上、決定する。

ア エントランス

- ・メタバース空間に入室する際には、入退室を管理できる専用エントランス（ログイン画面など）を設けること。また、エントランスにはロビーまたはそれに準ずる空間（屋内、屋外は問わない）を構築するとともに、各会場への移動が容易となるような導線とすること。
- ・会期中にスタッフが常駐するための総合案内窓口を設置すること。また、ユーザーが視認しやすく且つエントランス空間に相応しい意匠を施すこと。

イ ホール・会議室等

- ・メタバース空間には、表1に記載された施設を最小限として含む空間を構築し、会期中は全ての施設が同時に稼働できるようにすること。なお、これら

の施設に加えて、より効果的なM I C E開催運営に資する施設や機能を提案・構築することは妨げない。

表1 (※)

施設	最小室数	同時収容可能数	主な利用目的
ホール	4	100～1,000名程度	基調講演、全体会議、展示会、表彰式、分科会、ポスターセッション、レセプション等

会議室	11	30～100名程度	分科会、ワークショップ、商談、控室等
その他 (※※)	別途協議	空間による	ラウンジ等

(※) いくつかの収容数、サイズで構築すること。

(※※) 国際会議や見本市等、M I C E開催に必要な施設

- ・各室内の座席レイアウト等は、イベント毎に調整可能仕様とすること。
- ・主催者の要望があった場合に、一部の施設について入場制限ができるような仕様とすること。
- ・各室内にはスクリーンを設置し、動画やプレゼンテーション資料等の投影が可能な仕様とすること。また、リアル会場と映像配信等を通じてコミュニケーションが可能な仕組みを構築すること。なお、メタバース空間内の各施設においては、それぞれで異なる映像を同時配信することを想定している。

④ アバター

- ・ユーザーがメタバース空間内でアバターの操作を容易に行えるようにすること。
- ・空間内ではアバター同士の音声及びテキストを用いたコミュニケーション等が円滑に行えるようにすること。また、それらの音声やテキストを自動翻訳できるような機能の実装を目指すこと。詳細は財団と協議の上、決定すること。
- ・アバターはユーザー同士が判別しやすい形態で構築し、ユーザーの志向によりデザインを変更できる機能の実装が望ましい。また、都・財団と協議の上、オリジナルアバターを3体以上作成すること。

⑤ 意匠

- ・東京都のPRや将来的な訪都への動機づけを効果的に実施するために、任意のPR画像等をメタバース空間内で視認できるようにすること。なお、PRを目的とした意匠をほどこすことや季節感を演出することは妨げない。

- ・主催者の希望により、会議やイベント名、企業ロゴを掲示できるスペース等を構築し、必要に応じて差し替えが可能な仕様とすること。これらの対応や変更に係る費用も委託費に含まれるものとする。ただし、メタバース空間の基本構成（施設の数や配置、外装、デザイン等）は、財団からの依頼を除き、運用開始後は変更しない。

3 メタバース空間の運用

メタバース空間の運用にあたり、以下の（１）～（４）に従って業務を履行すること。併せて、下記の項目以外にも委託目的に鑑みて効果的と思われる内容があれば提案し、財団と協議の上、実施すること。

（１）運用の開始

- ・令和6年1月上旬を目途に本格運用が開始できるように計画的に作業を進めること。ただし運用開始時期を早めることは妨げない。その場合でも契約金額の範囲内にて対応すること。具体的な開始時期については財団と協議の上、決定すること。
- ・運用開始に当たっては、東京都及び財団による事前の試用期間として、運用開始前に60日間程度を設けること。また、試用期間開始までに、表2の資料を財団へ提出の上、説明会を開催すること。なお、提出書類については、試用期間の実証結果に応じて適宜修正等を加え、メタバース空間の本格稼働2週間前までに最終版を納品すること。

表2

1	運用体制計画書
2	運用・管理マニュアル
3	ユーザー用マニュアル（日/英）
4	メタバース空間の利用規約

（２）稼働日数

- ・イベント等の開催期間（開催前の準備期間を含め）として、年間で最大200日程度の稼働を想定する。なお、令和5年度の実稼働日数はメタバース空間の運用開始日により変動する。

（３）利用条件

- ・メタバース空間は、申請者からの利用規約に基づく申請により、提供されるものとする。なお、空間使用料は原則無料とする。
その他、詳細は別途財団と協議すること。
- ・利用の対象となるMICEは東京都内においてハイブリッド形式により開催されるものとし、令和6年3月31日までに会期が完了し、且つその内容が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
 - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
 - ウ 東京の文化・スポーツ等の振興に寄与するもの。

エ その他、財団が利用を認めるもの。

- ・利用にあたっては第6（委託内容）4で制作する専用ウェブサイトを通じて、MICEの主催者等が所定の手続きにより利用申請をすることを想定し、受託者を通じて提出された申請内容を財団が確認し、承認する。なお、利用者への通知は受託者が行う。
- ・対象となるMICEは、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国又は地方自治体が主催するもの。
 - イ 政治又は宗教活動を目的とするもの。
 - ウ 公序良俗に反するもの。
 - エ 開催する主な目的が営利目的（販売活動の実施等）であるもの。
 - オ 開催の成果の還元先が特定の個人・団体に限られるもの。

（4）運用業務

① 障害対応

- ・メタバース空間構築後の運用にあたっては、常時、故障等の障害対応が可能な体制を整えること。
- ・メタバース空間の安定的かつ安全な運用に係るシステムプログラム等の修正、更新等を適宜実施すること。また、ネットワーク機器及びサーバーの稼働監視を行うこと。なお、対応にかかる費用は本契約に含む。
- ・障害発生時には、即時に対応すること。
- ・障害復旧後は予防措置を講じ、原因・影響範囲・対処方法・再発防止策等を取りまとめた障害報告書を都度提出すること。
- ・セキュリティパッチについて、毎月定期的に適用すること。また、定期的にウイルスパターンファイルの更新確認、ウイルス感染確認等を行うこと。
- ・導入しているソフトウェアの修正パッチ等が提供された場合は、十分な検証やテストを実施した上でバージョンアップを実施すること。

② 問い合わせ窓口

- ・営業時間や休業日を開示の上、主催者等からの電話やメール等による問い合わせ等に対応する窓口機能を設けること。なお、一般用の電話窓口を設けない場合も、財団からの連絡が可能な電話番号を設定すること。また、問い合わせ窓口業務にはメタバース空間の運用等に関して十分な知識を有し、且つ英語対応可能な体制を調えること。
- ・常時メタバース空間の利用状況を管理し、必要に応じて財団へ報告すること。
- ・専用ウェブサイトを通じて提出された利用申請の受付、確認、回答等を行うこと。
- ・利用申請が受理された主催者または主催者から指定されたPCO（会議運営専門業者）等とメタバース空間でのMICE開催に必要な調整を行うこと。調整には、利用方法の案内、意匠等に関する確認・対応、当日の運営体制の確認等も含むこととする。なお、手配の進捗状況等については、週1回以上、財団へ報告すること。
- ・各問い合わせ内容とその経過を記録し、年度末に報告すること。

- ③ メタバース空間内のコンテンツ等の管理・更新業務
 - ・メタバース空間のコンテンツやアバター操作等に不具合が生じた場合は修正等の対応を行うこと。なお、対応にかかる費用は本契約に含む。
 - ・メタバース空間のデザイン及び掲載映像や画像等を変更する場合は財団と協議の上、実施すること。
- ④ M I C E開催時対応業務
 - ・入退出時のセキュリティチェックを行うこと。機能や手法については本格運用の開始前までに財団と協議の上、確定すること。
 - ・M I C E開催期間（事前準備期間を含む）については、開催規模や内容に応じ、十分な人員体制を構築の上、複数人の専用スタッフをメタバース空間に常駐させること。なお、業務内容には、国内外のユーザー等からの問い合わせや障害事象への対応等、M I C E開催時の円滑な進行・運営に必要な各種サポート等を含む。
 - ・M I C E開催期間外でも、視察、体験会等でメタバース空間を使用する場合には、人員を配置すること。
- ⑤ その他
 - ・M I C E主催者等の要望に応じてメタバース空間の体験機会や説明会を開催するなど、メタバース空間を活用したM I C E開催の利用促進を図ること。実施方法や時期については、財団と協議の上、決定すること。なお、人員の派遣についても委託料に含める。
 - ・財団の求めに応じ、展示会等の各種イベント等において、メタバース空間を活用したM I C E開催の利用促進を啓蒙する告知活動を行うこと。時期や対象イベントについては、財団と協議すること。なお、人員の派遣についても委託料に含める。
 - ・M I C E開催期間のメタバース空間へのユーザーの参加数、滞在時間を計測し、M I C E終了後に財団に報告すること。その他、メタバース空間の機能向上に資する項目については別途協議の上、報告すること。

4 専用ウェブサイトの構築・運用

ウェブサイトの作成、運用・保守管理に当たっては、別紙「東京都公式ホームページ作成に係る統一基準」を参照の上、同基準に準じること。準拠しない範囲については、事前に財団の承認を得ること。また本項（1）～（4）に従って業務を履行すること。

（1）構築・構成

- ・システム・サーバ等の構築・運用・保守管理に必要なシステム構築やソフトウェアの調達・開発、ライセンス契約、ハードウェアの調達・設置・調整、関連ドキュメントの作成（管理・運用マニュアル等の作成・更新）、その他、関連する付帯作業などの必要な業務について受託者が本契約の中で実施し、適切に管理すること。
- ・下記①～⑤を作成すること。なお、言語は日本語・英語の2か国語以上に対応す

るものとし、②～⑤は専用ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）上に構築または掲示すること。

- ① メタバース空間でのM I C E開催を訴求し、同時にその利用方法を紹介するウェブサイト
- ② メタバース空間の利用申請ページ（対象条件、注意事項等を含む）
- ③ 法的事項についてのページ（個人情報の取り扱い等）
- ④ 動画（アバターの操作方法、メタバース空間のPR等）および操作方法やM I C E開催時の運用マニュアル等
- ⑤ その他、運用にあたって必要と認められるページ

- ・サイトデザインやコンテンツの作成、素材収集等、作成にかかる諸作業は本委託に含むこと。
- ・コンテンツの編集管理機能（CMS）を導入し、運用・保守管理を行うこと。CMSの運用にあたっては、安全で安定した高いセキュリティレベルを維持するために、必要な対応を適宜行うこと。障害発生時には、本件受託者が責任をもって対応し、安定した運用ができる状態に復旧すること。
- ・一般公開の前に財団によるテストサイトの確認を得た上で公開すること。
- ・ドメイン名については、財団と協議の上でドメインを設定し、ドメイン及びDNSの管理運用を行うこと。DNSサーバは受託者が準備・管理し、本ドメインを使用可能にすること。なお、利用ドメイン名は「lg.jp」を原則として用いること。
- ・ウェブサイトは、各種 OS（Windows：最新版、MacOS：最新版）及び各種ブラウザ（Microsoft Edge：最新版、Google chrome：最新版、Firefox：最新版、Safari：最新版）において表示、印刷その他必要とされる機能が正常に動作するものとする。なお、スマートフォン及びタブレットはiOS及びAndroidの標準ブラウザ最新版、Android版Firefox最新版に対応するものとする。

（2）運用・保守管理

- ・財団からウェブサイト運用の疑問や不明な点等の問合せがあった場合、迅速に対応できる体制を整えるとともに、対応の経過及び内容を整理しておくこと。
- ・CMSテンプレートの修正、追加が必要になった場合は対応すること。なお、対応にかかる費用は本契約に含む。
- ・ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイト運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- ・不正アクセスによる情報の改ざん防止のために、不正アクセス自動検知システムを設置し、データ書換の検出・通知設定を行うこと。
- ・ウェブサイト公開前に脆弱性診断を行い必要な対策を行ってから公開すること。
- ・ウェブサイト全体に対してSSLを設置すること。
- ・ウェブサイトの安定的かつ安全な運用に係るシステムプログラム等の修正、更新等を適宜実施すること。
- ・安定的な運用や対障害性などを十分考慮し、定期点検・定期保守を実施すること。

- ・システム（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や軽微な修正等）について対応すること。なお、対応にかかる費用は契約に含む。
- ・定期的にウイルスパターンファイルの更新確認、ウイルス感染確認等を行うこと。
- ・セキュリティパッチについて、毎月定期的に適用すること。ただし、緊急性の高いセキュリティパッチについては、財団と協議の上、迅速に適用を行うこと。
- ・導入しているソフトウェアの修正パッチ等が提供された場合は、十分な検証やテストを実施した上でバージョンアップを実施すること。

(3) 障害対応

- ・障害発生時には、即時に対応すること。
- ・障害復旧後は予防措置を講じ、原因・影響範囲・対処方法・再発防止策等を取りまとめた障害報告書を提出すること。

(4) バックアップ

- ・障害発生時でも迅速な復旧が行えるようなバックアップを実施すること。

(5) サイトコンテンツの管理・更新業務

- ・サイトコンテンツに係る内容等の更新・変更に際しては、財団へ報告の上、サイト全体のレイアウト等を考慮して実施すること。
- ・テストサイトにてスマートフォン及びパーソナルコンピュータ（PC）で必ず確認の上、公開とすること。テストサイトでの確認では、第6（委託内容） 2（4）と同様に実施すること。

(6) 効果測定等

- ・Google Analytics（GA4）を活用して、PV数、流入元を測定すること。

第7 納品・成果物

以下の成果物について、全ファイルウイルスチェックを実施した上でDVD-R等に保存し、以下の納入期限までに1部納品すること。

項番	納入物件	納入期限
1	業務実施計画書（事業計画書）	契約締結後14営業日以内
2	運用体制計画書・運用マニュアル	運用開始2週間前
3	各種動画	随時（作成の都度）
4	各種マニュアル等のドキュメント	随時（作成の都度）
5	メタバース空間・ウェブサイト設計書	本委託完了時
6	業務実施報告書	本委託完了時

第8 著作権等に関する留意事項

- 1 受託者が制作した成果物（コンテンツ等の原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の全ては、東京都及びに財団に属するものとし、本業務終了後においても自由に無償で使用できるものとする。受託者は財団及びその指定する者に対して、成果物の著作者人格権の行使をしないこと。ただし、第

三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。

- 2 成果物の作成にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万が一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

第9 守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 その他、財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第10 支払

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第11 第三者委託の禁止

- 1 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第12 契約更新について

- 1 本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。更新を検討するに当たって財団において評価会を実施するため、財団からの指示に従い、業務報告書を提出すること。
- 2 契約更新にあたっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。
- 3 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意すること。また、新規受託業者がメタバース空間及び専用ウェブサイトの更新・運営管理を円滑に進めるために必要な各種情報の提供を行うこととし、対応は契約期間終了後においても速やかに行われること。上記対応が困難な場合は、契約期間中に合理的な理由を示した上で財団と協議を行い、解決策を策定すること。
- 4 契約満了もしくは契約解除により新規受託業者への業務引き継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。

第13 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 2 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - (1) 第6（委託内容）3に基づいて運営される問い合わせ窓口及び第6（委託内容）4で作成する本事業のウェブサイト等を通じて得たユーザー等の氏名/連絡先/メールアドレス/所属など
 - (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - (3) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第11（第三者委託の禁止）により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

※電子情報処理業務に係る標準特記仕様書

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第14 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- 4 感染症の拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。
- 5 受託者は、財団と緊密な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告すること。また、進捗状況に関しては、財団と協議の上、その内容を遵守すること。

連絡先：

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階
公益財団法人 東京観光財団 コンベンション事業部

(担当：白石、阿部、檜岡)

電 話： 03-5579-2684